

市税等は納期限までに納付をお願いします！

平成23年度市税等の納付書は、軽自動車税、固定資産税、市・県民税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料と順次お送りします。

各納期限は左表のとおりです。納期限内に自主納付または、口座振替での納付にご協力ください。

【口座振替制度のご案内】

●口座振替制度とは

市税等を金融機関が納期ごとに預貯金口座から自動的に振り替えて納める制度です。

●口座振替できる市税等とは

軽自動車税、固定資産税、市・県民税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料
※随時の課税分は口座振替できません。

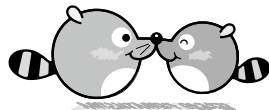
●お申し込み方法は

1. お申し込みできる金融機関
阿波銀行、四国銀行、徳島銀行、高知銀行、香川銀行、徳島信用金庫、四国労働金庫、徳島県信用漁業協同組合連合会、東とくしま農業協同組合、ゆうちょ銀行（郵便局）

口座振替新規加入優待制度について

口座振替制度に新規加入された方には、市指定のごみ袋と交換できる引換券を後日お送りします。

※介護保険料、後期高齢者医療保険料は対象外となります。



4月の休日納税窓口は24日(日)です！

【時間】※2時間延長
午前8時30分から午後7時15分まで

【場所】

小松島市役所1階 税務課①番窓口

【業務内容】

▼市税および保険料の納付
▼納税に関する相談

詳しくは、市税務課納税係・納税普及係（市役所1階 ☎32・3928）まで。

平成23年度

土地・家屋価格等縦覧簿の縦覧および固定資産課税台帳の縦覧を行っています

土地価格等縦覧帳簿には、所在、地番、地目、地積、価格を、また、家屋価格等縦覧帳簿には、所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格をそれぞれ記載（ただし、非課税または免税点未満は除く）しており、所有者以外の土地または家屋の帳簿も縦覧できます。

また、固定資産課税台帳もあわせて閲覧できます。

「縦覧できる人」 土地については土地の納税者、家屋については家屋の納税者、両資産の納税者は両方の縦覧ができます。なお、借地借家人等は縦覧することができません。

「閲覧できる人」 納税者（所有者および相続人）、納税管理人、借地借家人。前記以外の人および法人名義人分を閲覧する人は、納税者の印鑑または委任状が必要です。

【期間】

縦覧帳簿の縦覧 4月1日(金)から5月31日(火)まで。

固定資産課税台帳の縦覧 4月1日(金)から。

※縦覧期間中の閲覧は無料ですが、縦覧期間中以外は手数料が必要となります。

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜、日曜、祝祭日は除きます。

「縦覧・閲覧場所」市税務課（市役所1階）

「持参するもの」 印鑑または運転免許証・納税通知書・保険証など本人と確認できるもの。借地借家人等は、当物件の賃貸借契約書・領収書などの書面で権利関係が確認できるもの。

詳しくは、市税務課固定資産税係（市役所1階 ☎32・2115）まで。

市税等納期限一覧表【平成23年度】

納期	納期限	市 税 等					
		軽自動車税	固定資産税	市県民税 (普通徴収)	国民健康 保険税 (普通徴収)	介護保険料 (普通徴収)	後期高齢者 医療保険料 (普通徴収)
平成23年	4月 5月2日(月)	全期					
	5月 5月31日(火)		1期				
	6月 6月30日(木)			1期			
	7月 8月1日(月)				1期	1期	
	8月 8月31日(水)		2期		2期	2期	1期
	9月 9月30日(金)			2期	3期	3期	2期
	10月 10月31日(月)			3期	4期	4期	3期
	11月 11月30日(水)			3期	5期	5期	4期
平成24年	12月 12月26日(月)		4期		6期	6期	5期
	1月 1月31日(火)			4期	7期	7期	6期
	2月 2月28日(火)				8期	8期	7期
	3月 4月2日(月)						8期